

様式 1 公表されるべき事項

別添

国立大学法人茨城大学役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給される給与のうち、期末特別手当については、国立大学評価委員会の法人に対する業績評価の結果、又はその者の職務実績に応じて学長がこれを増額し、若しくは減額できる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長
改定なし

理事
改定なし

理事(非常勤)
改定なし

監事
改定なし

監事(非常勤)
改定なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,756	千円 11,928	千円 4,828	千円 ()			
A理事	千円 14,317	千円 10,116	千円 4,094	千円 106 (通勤)			
B理事	千円 13,488	千円 9,408	千円 3,808	千円 272 (通勤)	4月1日		
C理事	千円 11,747	千円 8,292	千円 3,364	千円 90 (通勤)			◇
D理事 (非常勤)	千円 5,346	千円 5,346	千円 ()	千円 ()			
A監事	千円 11,102	千円 7,848	千円 3,176	千円 78 (通勤)		3月31日	
B監事 (非常勤)	千円 1,050	千円 1,050	千円 ()	千円 ()			

注:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法第7条の3第1項に規定する独立行政法人等役員となるために、本府省課長・企画官相当職以上で退職した者)であることを示す。

3 役員退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長					該当者なし	
理事A					該当者なし	
理事B					該当者なし	
理事C					該当者なし	
理事A (非常勤)					該当者なし	
監事A					該当者なし	
監事A (非常勤)					該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画で定めた人件費の範囲内で、業務内容、業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに、継続的に組織のあり方の見直しを進めることにより人件費の削減に努める。また、効率的な業務運営を基本として、適正な人件費管理を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与水準の決定に当たっては、国家公務員及び他の国立大学法人等の給与水準を考慮し、決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学の勤務評価規定に基づく勤務評価等の結果を考慮し、昇給及び昇格の実施並びに勤勉手当の成績率を決定する。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6か月以内の期間における勤務評価の結果を踏まえた勤務成績に応じて支給割合(成績率)を決定し、支給する。
基本給月額(昇給)	従来の特昇給と普通昇給を統合し、昇給区分を5段階(A段階～E段階、昇給幅8号給～0号給以上)設けており、職員の勤務成績が適切に反映される昇給制度としている。
基本給月額(昇格)	従事する職務に応じ、かつ総合的な能力の評価により、1級上位の級に昇格させることができる。ただし、上位の級に決定される資格を有するに至った場合は、その資格に応じた級に昇格させることができる。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

- ①平成19年度人事院勧告に準拠し、初任給を中心に若年層に限定した俸給月額を引き上げた。
- ②扶養手当の改定
 - ・子等に対する支給額を2人目まで6,000円、3人目以降5,000円から、2人目以降6,500円とした。
- ③地域手当の改定
 - ・支給率を1%から2.5%とした。
- ③勤勉手当の改定
 - ・支給額を年間1.45月分から1.5月分とした。
- ④他の国立大学法人等との人事交流を円滑に行うため、広域人事交流手当を創設し、対象者の支給率を3%とした。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	788	48.2	8,120	5,808	123	2,312
事務・技術	220	44.8	5,945	4,325	145	1,620
教育職種 (大学教員)	490	50.6	9,281	6,582	118	2,699
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	8	53.3	5,530	4,026	120	1,504
教育職種 (附属高校教員)	21	40.8	7,234	5,282	93	1,952
教育職種 (附属義務教育学校教員)	40	41.3	6,910	5,054	76	1,856
教育職種 (外国人教師等)	3	52.8	9,881	7,005	217	2,876
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
その他医療職種 (看護師)	4	39.5	4,872	3,594	158	1,278
指定職種	1					

在外職員	該当者なし					
------	-------	--	--	--	--	--

任期付職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						

再任用職員	3	61.5	3,965	3,341	155	624
事務・技術	3	61.5	3,965	3,341	155	624
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

非常勤職員	人 28	歳 55.2	千円 3,971	千円 2,885	千円 107	千円 1,086
事務・技術	人 27	歳 55.1	千円 3,996	千円 2,904	千円 111	千円 1,092
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「技能・労務職種」の職員は、自動車運転手、営繕手及び教務助手である。

注3: 「教育職種(附属高校教員等)」には、附属特別支援学校教員を含む。

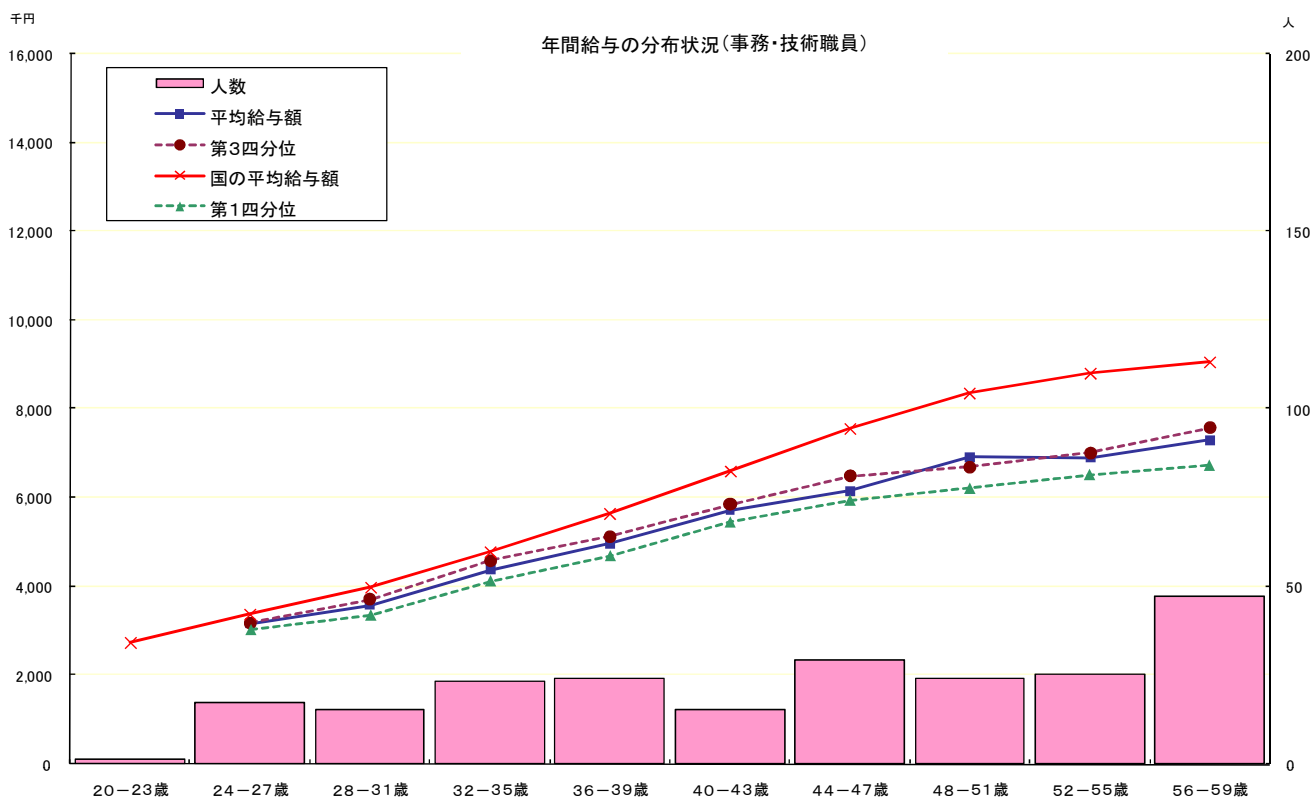
注4: 「教育職種(附属義務教育学校教員等)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5: 「その他医療職種(医療技術職員)」とは、栄養士である。

注6: 「指定職」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注7: 常勤職員のその他医療職種「医療技術職員」及び非常勤職員の「技能・労務職種」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は表示していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢20～23歳の該当者については1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
部 長	3	52.8	-	-	10,851	-	-
課 長	17	57.7	7,624	8,893	8,210	8,893	8,893
課長補佐	34	54.7	6,549	7,224	6,861	7,224	7,224
係 長	90	47.7	5,836	6,591	6,159	6,591	6,591
主 任	28	40.0	4,566	5,527	5,066	5,527	5,527
係 員	48	29.9	3,120	4,068	3,631	4,068	4,068

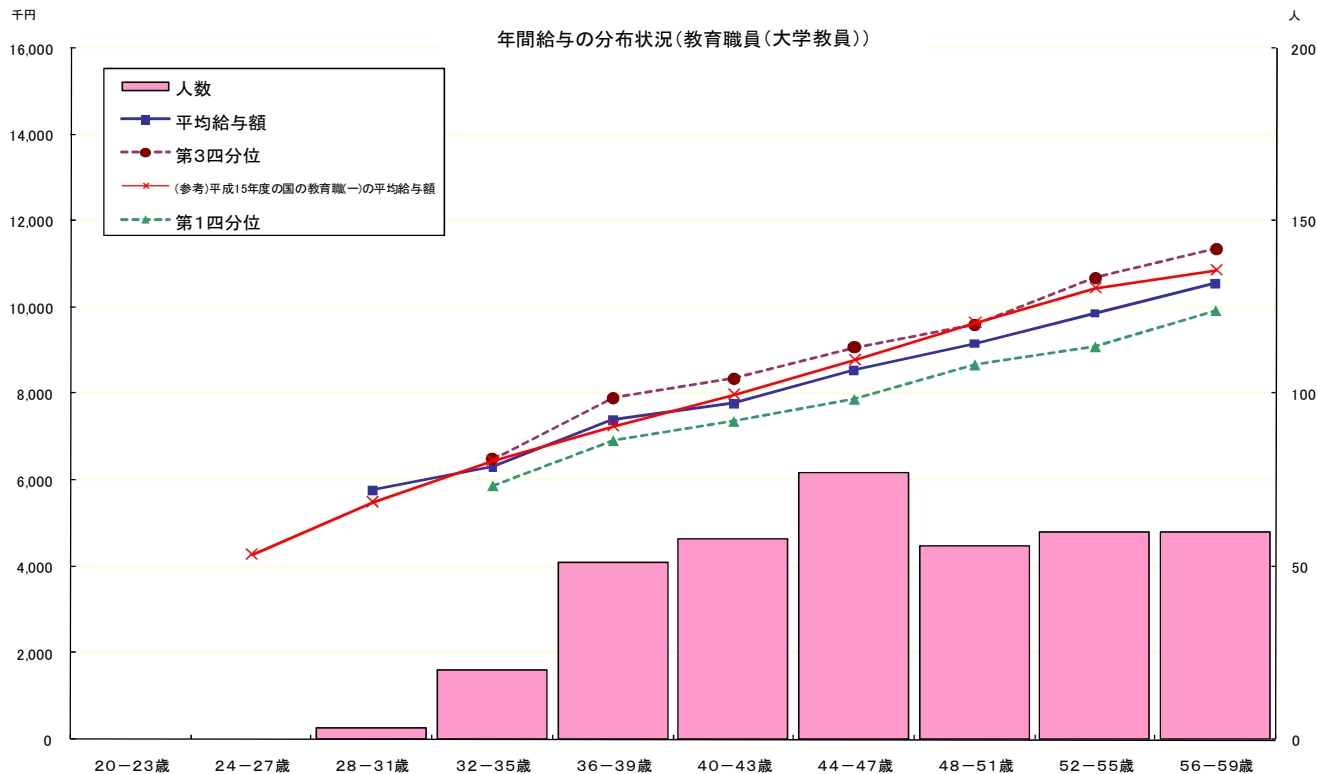
注1:「部長」については該当者が3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位は表示していない。

注2:「課長」には、課長相当職である「主幹」及び「事務長」を含む。

注3:「課長補佐」には、課長補佐相当職である「事務長補佐」、「専門員」及び「技術専門員」を含む。

注4:「係長」には、係長相当職である「専門職員」及び「技術専門職員」を含む。

注5:「係員」には、係員相当職である「技術職員」を含む。



注:年齢28~31歳の該当者については3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
教授	243	56.2	9,693	11,161	10,459	9,693	11,161
准教授	172	46.2	7,650	8,886	8,303	7,650	8,886
講師	55	42.6	6,653	7,811	7,169	6,653	7,811
助教	13	38.5	5,874	6,508	6,240	5,874	6,508
助手	6	48.5	6,284	6,855	6,570	6,284	6,855
教務職員	1	41.5	-	-	-	-	-

注:「教務職員」については該当者が1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、四分位(第1・第3分位)及び年間給与額の平均額は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任係員	係長主任	課長補佐係長	課長課長補佐
人員(割合)	220人	26人 (11.8%)	30人 (13.6%)	102人 (46.4%)	36人 (16.4%)	15人 (6.8%)
年齢(最高～最低)		30～23歳	45～29歳	58～35歳	59～50歳	59～55歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,716～1,969千円	3,677～2,521千円	4,991～3,075千円	5,254～4,404千円	6,246～4,980千円
年間給与額(最高～最低)		3,621～2,717千円	4,914～3,480千円	6,926～4,272千円	7,402～6,200千円	8,536～7,001千円

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	部長	事務局長	事務局長
人員(割合)		8人 (3.6%)	3人 (1.4%)	0人 (0%)	0人 (0%)	0人 (0%)
年齢(最高～最低)		59～50歳	58～48歳			
所定内給与年額(最高～最低)		7,142～5,720千円	8,026～7,738千円			
年間給与額(最高～最低)		9,814～7,969千円	10,997～10,759千円			

教育職員(大学教員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教助手	講師	准教授	教授	教授
人員(割合)	490人	1人 (0.2%)	19人 (3.9%)	55人 (11.2%)	172人 (35.1%)	243人 (49.6%)	0人 (0%)
年齢(最高～最低)			62～32歳	63～31歳	64～32歳	65～42歳	
所定内給与年額(最高～最低)			5,467～3,851千円	6,304～3,878千円	6,950～4,239千円	9,735～4,982千円	
年間給与額(最高～最低)			7,576～5,390千円	8,819～5,359千円	9,697～5,948千円	14,191～6,977千円	

注:1級における該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については表示していない。

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.7	% 66.3	% 65.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.3	% 33.7	% 34.9
	最高～最低	% 42.6～31.8	% 43.8～30.1	% 43.0～31.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.3	% 67.1	% 66.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.7	% 32.9	% 33.7
	最高～最低	% 41.2～29.9	% 40.1～27.9	% 39.0～28.8

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 65.8	% 65
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 34.2	% 35
	最高～最低	% 46.1～32.3	% 44.7～30.2	% 45.4～31.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.7	% 67.4	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.3	% 32.6	% 33.4
	最高～最低	% 41.2～31.0	% 40.1～28.6	% 40.6～29.7

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

83.4%

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

97.0%

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

97.1%

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○参考指標

事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 83.4%	
	参考	地域勘案 85.6% 学歴勘案 84.0% 地域・学歴勘案 85.6%
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 59% (国からの財政支出額 9,782,347,000円、支出予算の総額 15,513,999,000円：平成19年度予算)</p> <p>【検証結果】 国家公務員との比較指標に示されるように、当法人の比較対象職員の給与水準は低く、適切性においては問題ないと考えられる。また、国立大学法人評価委員会による評価では、中期計画における総人件費改革を踏まえた人件費削減目標の達成に向けて、着実に人件費削減が行われている。今後とも中期目標・中期計画の達成にむけ、教育研究の質の確保に配慮しつつ、人件費削減の取組を行うことが期待されるとされている。</p>	
講ずる措置	今後も中期計画で定めた人件費の範囲内で、業務内容、業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに、継続的に組織のあり方の見直しを進めることにより人件費の削減に努める。また、効率的な業務運営を基本として、適正な人件費管理を行う。	

教育職員(大学教員)

国家公務員(平成15年の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標 97.0%

Ⅲ 総人件費について

区分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	7,313,464	7,449,139	-135,675	-1.8%	-340,283	-4.4%
退職手当支給額 (B)	1,159,991	1,167,679	-7,688	-0.7%	629,832	118.8%
非常勤役職員等給与 (C)	738,667	737,708	959	0.1%	116,387	18.7%
福利厚生費 (D)	938,622	986,105	-47,483	-4.8%	-6,129	-0.6%
最広義人件費 (A+B+C+D)	10,150,744	10,340,631	-189,887	-1.8%	399,807	4.1%

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減要因

- ・給与、報酬等支給総額については前年度比1.8%の減となっているが、これは定年退職者の不補充及び教員の採用時期の延期によるものである。
- ・退職手当支給額については前年度比0.7%の減となっているが、これは定年退職予定教員の役員就任等に伴うものである。
- ・非常勤役職員等給与については前年度比0.1%の増となっているが、定年退職教職員の不補充による非常勤講師時間数の増加によるものである。
- ・最広義人件費については前年度比1.8%の減となっているが、これは定年退職者の不補充が主な要因である。

②人件費削減の取組の状況

- i) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
- ii) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費削減を図ることとしており、平成19年度においては基準年度(平成17年度)比6.3%の削減を果たした。
- iii) 人件費削減の取組の進捗状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	7,807,798	7,449,139	7,313,464
人件費削減率 (%)		-4.6%	-6.3%
人件費削減率(補正值) (%)		-4.6%	-7.0%

(注) 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

(注) 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与格差に基づく給与決定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし